（別紙２－１）

確　　約　　書（令和３年度特例対象者）

　　はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の申出を行った日から令和４年３月末日までに、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」（令和３年２月10日付け保発0210第１号）の別紙１の「実務研修期間証明書」の写し及び「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」（令和２年３月４日付け保発0304第１号）の別紙３の「施術管理者研修修了証」の写しを提出することを確約します。

なお、「実務研修期間証明書」の写し及び「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出により承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。

令和　　　年　　　月　　　日

東　北　厚　生　局　長

　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　知　事

　　　　氏　　　　　名

 住　　　　　所　〒　　-

|  |
| --- |
| （受領委任の取扱いを行う施術所）名　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　-　　　　　　　　TEL.　　-　　-住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

（別紙２－２）

確　　約　　書（令和４年度特例対象者）

　　はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の申出を行った日から令和５年３月末日までに、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」（令和３年２月10日付け保発0210第１号）の別紙１の「実務研修期間証明書」の写し及び「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」（令和２年３月４日付け保発0304第１号）の別紙３の「施術管理者研修修了証」の写しを提出することを確約します。

なお、「実務研修期間証明書」の写し及び「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出により承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。

令和　　　年　　　月　　　日

東　北　厚　生　局　長

　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　知　事

　　　　氏　　　　　名

 住　　　　　所　〒　　-

|  |
| --- |
| （受領委任の取扱いを行う施術所）名　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　-　　　　　　　　TEL.　　-　　-住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

（別紙２－３）

確　　約　　書（令和５年度特例対象者）

　　はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の申出を行った日から令和６年３月末日までに、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」（令和３年２月10日付け保発0210第１号）の別紙１の「実務研修期間証明書」の写し及び「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」（令和２年３月４日付け保発0304第１号）の別紙３の「施術管理者研修修了証」の写しを提出することを確約します。

なお、「実務研修期間証明書」の写し及び「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出により承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。

令和　　　年　　　月　　　日

東　北　厚　生　局　長

　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　知　事

　　　　氏　　　　　名

 住　　　　　所　〒　　-

|  |
| --- |
| （受領委任の取扱いを行う施術所）名　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　-　　　　　　　　TEL.　　-　　-住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

（別紙２－４）

確　　約　　書（令和６年度特例対象者）

　　はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の申出を行った日から令和７年３月末日までに、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」（令和３年２月10日付け保発0210第１号）の別紙１の「実務研修期間証明書」の写し及び「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」（令和２年３月４日付け保発0304第１号）の別紙３の「施術管理者研修修了証」の写しを提出することを確約します。

なお、「実務研修期間証明書」の写し及び「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出により承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。

令和　　　年　　　月　　　日

東　北　厚　生　局　長

　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　知　事

　　　　氏　　　　　名

 住　　　　　所　〒　　-

|  |
| --- |
| （受領委任の取扱いを行う施術所）名　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　-　　　　　　　　TEL.　　-　　-住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

（別紙２－５）

確　　約　　書（令和７年度特例対象者）

　　はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の申出を行った日から令和８年３月末日までに、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」（令和３年２月10日付け保発0210第１号）の別紙１の「実務研修期間証明書」の写し及び「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」（令和２年３月４日付け保発0304第１号）の別紙３の「施術管理者研修修了証」の写しを提出することを確約します。

なお、「実務研修期間証明書」の写し及び「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出により承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。

令和　　　年　　　月　　　日

東　北　厚　生　局　長

　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　知　事

　　　　氏　　　　　名

 住　　　　　所　〒　　-

|  |
| --- |
| （受領委任の取扱いを行う施術所）名　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　-　　　　　　　　TEL.　　-　　-住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |